

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【公開番号】特開2010-193105(P2010-193105A)

【公開日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-035

【出願番号】特願2009-34520(P2009-34520)

【国際特許分類】

H 04 S 5/02 (2006.01)

H 04 R 3/00 (2006.01)

G 10 K 15/00 (2006.01)

【F I】

H 04 S 5/02 A

H 04 R 3/00 3 1 0

G 10 K 15/00 M

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月10日(2012.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本発明の音場創生装置には、頭内定位や不自然な定位感を解消することが可能であるという利点がある。また、受音環境の影響を排除して任意の音場を創造することも可能であるという利点もある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

音源10は、本発明の音場創生装置が創生する音場のソースとなる音を供給するものである。供給する音は如何なる音であっても構わない。具体的には、例えば音楽CDやDV等に記録された音情報を再生する装置であれば良い。また、再生する音は、ステレオ音であってもモノラル音であっても良いし、5.1ch等の多チャンネル信号であっても良い。さらに、反射音が含まれている音や、反射音が含まれない直接音であっても良い。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

スピーカ20は、音源10からの音を出力するものである。スピーカ20は、少なくとも1つ以上あれば良い。即ち、モノラル再生であればスピーカは1つで足り、ステレオ再生であれば、スピーカは最低2つあれば良い。さらに、5.1ch等の多チャンネルの場合には、例えば前方のチャンネルを再生する3つのスピーカであっても良い。また、スピーカ20の配置場所は特に限定されない。本発明の音場創生装置では、スピーカを聴取者

の前方に配置すれば、聴取者は音が前方から発生していると認識する。したがって、例えば、映像付きのオーケストラのD V Dを視聴する場合において、前方のモニタの近傍に配置すれば、聴取者はモニタに映し出されるオーケストラの方向から音が発生しているようを感じる。なお、本発明の音場創生装置のスピーカは、特定のものには限定されず、一般的に入手可能なものであれば良い。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

開放型ヘッドホン40は、上述した反射音生成部30からの反射音を出力するものである。即ち、開放型ヘッドホン40からは、反射音のみが出力される。後述のように、反射音生成部30により生成された反射音は、信号処理部50を介して開放型ヘッドホン40により出力される。開放型ヘッドホン40は、例えばオープンエアー型ヘッドホンとも呼ばれるものであり、発音部の背面が開放されており、外部の音が自由に出入り可能なものである。また、ヘッドホンの背面部だけではなく、耳面部側にも空間を設けたものであっても良い。なお、本発明の音場創生装置の開放型ヘッドホンは、特定のものには限定されず、一般的に入手可能なものであれば良い。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

さらに、本発明の音場創生装置によれば、聴取者が頭を回転したとしても、スピーカの位置は固定されているため、常にスピーカの方向に音の発声方向が定位することになる。したがって、不自然な定位感も解消することが可能となる。このように、本発明の音場創生装置によれば、聴取者の横や後方にスピーカを設置しなくても音場創生が可能である。